

令和8年度 第4回「消費者の部屋」特別展示

◆農薬ってどんなもの？◆

開催期間：令和8年6月24日 ～ 6月30日 5日間開催

内 容：家庭菜園等で使用する農薬は、野菜などの生産には欠かすことができない資材です。本展示では、農薬の種類（殺虫剤や殺菌剤等）や、農薬の安全性確保について紹介するとともに、セグロウリミバエの緊急防除と、緊急防除のため沖縄本島外へ持ち出せない果実などの紹介もおこないました。



農薬ってどんなもの？

農薬は、農作物などに発生する昆虫、ダニ、病虫、菌、雑草、ねずみなどの被害を防ぐために使われる薬剤です。農作物の成長の調整に用いられる植物成長調整剤、天敵昆虫や微生物などの生物農薬もあります。



昆虫による農作物被害を防ぐ。



菌による農作物被害を防ぐ。



雑草を防ぐ。



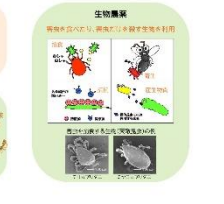
ダニによる農作物被害を防ぐ。



作物の成長を調整する。



害虫を誘引して被害を防ぐ。



天敵昆虫や微生物などを用いて害虫を駆除する。

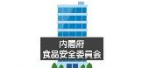


農薬は安全なの？

農薬を使った野菜を食べても大丈夫？

野菜などの食品に残る農薬については、複数の機関により、以下の方法で人への安全性が確認されます。

- ①まず、食品中に残っている農薬の量が決められます。
- ②次にその量を超えないように食品ごとの農薬の「残留基準」が決められます。
- ③そして、残留基準を超えないような農薬の使い方（使用量、使用回数など）が決められます。



農薬の動物での毒性試験などをとくに、人が食品から農薬を摂取しても、健康に影響がない量を決定。



食品にどれくらい農薬が残るかの測定値をもとに、食品安全委員会が決め「残留基準」を定め、農薬の「使用回数」を決定。



それぞれの作物ごとに農薬の「残留基準」を定め、農薬の「使用量、使用回数」を決定。



農薬は安全なの？

農薬を使う人の安全性の確保

農薬を使うと、眼や肌についたり、粉末や薬液を吸いこむ可能性があります。その量や農薬の毒性によっては、体への影響が出る恐れがあります。

このため、動物での毒性試験の結果などから、体内に取り込んでも影響が出ない一日あたりの農薬の量が算出されます。

この量と、一日あたりの作業で体内に取りこまれると推定される量を比較した結果や、農薬の眼や皮膚への刺激性、アレルギー性を見る試験の結果などから、農薬を安全に使うための取扱いや使用上の注意が決められます。

ほかにも、色々な面からの農薬の安全性が確認されています。





購入前に確認しよう！

除草剤を購入するときのポイント

除草剤は2種類あります

- ①農薬として登録されている除草剤
- ②農薬ではない（登録されていない）除草剤

1 登録されている除草剤

○使用の目的
農作物や樹木・芝・花き等の栽培・管理のために使用

なぜ登録が必要なの？

- ★農薬は、農作物に使用されるもので、田が人の健康や環境への影響を評価し、問題がないと判断したものを登録しています。
- ★ラベルにある作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）を守れば、人にも作物にも安全です。

2 登録されていない除草剤

○使用の目的
道路、駐車場、グラウンドなどの栽培や管理していない植物がない場合に使用

このような除草剤を植物の栽培・管理に使用することは、法律で禁止されています。

登録されているかの見分け方

1 登録されている除草剤

登録：「農林水産省登録第○○○○○号」の表示があります。

2 登録されていない除草剤

登録：「農薬」として使用することができないことが表示されています。



MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

問い合わせ先 ○ 農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室
電話番号：03-3501-3965

令和7年4月14日より

生産者（農家）の皆様

セグロウリミバエ緊急防除が開始されます！



令和6年3月以降、沖縄本島地域に侵入したセグロウリミバエについて、令和7年4月14日から、緊急防除が開始されます。

皆様の防除へのご協力をお願いいたします。

緊急防除のおもな内容

1) 対象作物の沖縄本島外への移動が規制されます。

- ※農家は市町村・JAを通じ検査の申請が必要となります。
- ※家庭菜園から本島外へのは移動はできません。
- ※対象作物等については、裏面をご覧ください。

2) その他の防除

- トラップや誘殺板を増設します。



- 寄主果発見地周辺で殺虫剤を散布します。



- 寄主植物の除去を行います。

- *家庭菜園や野生植物も対象となります。
- *所有者の同意を得て行います。



- セグロウリミバエ根絶のため、不妊虫を大量放飼します。

※2025年6月順次開始予定



- ▶北部農林水産振興センター農業改良普及課 : 0980-52-2752
- ▶中部農業改良普及センター : 098-894-6521
- ▶南部農業改良普及センター : 098-889-3515

沖縄本島外へ持ち出さないで！

セグロウリミバエ緊急防除のため、下記の果実は沖縄本島外（宮古・八重山等含む）への持ち出しが規制されます。



※宮崎栽培農家で適切に管理され、検査に合格したもののみ、沖縄本島外へ移動できます。

カボチャ	ヘチマ	ニガウリ	トウガン	赤毛瓜（モーウイ）
ズッキーニ	スイカ地ウリ科野菜	サヤインゲン	ピーマン（ヒメシシトマリ）	トウガラシ
トマト	ペピーノ	パッションフルーツ	ドラゴンフルーツ	パパイヤ
スモモ	サボジラ	グアバ	ふともも	バラミツ

【移動規制対象植物の全文】ウリ科植物、いんげんまめ、うどんぼのき、ウママンゴウ、おうぎやし、くだものどけい、サボジラ、シフォンドン・ケラストリネウス、ストリクノス・トレリ、ストリクノス・メクスウォミカ、ストリクノス・ルビコラ、すもも、テトラステイグマ・レウコスタフィラム、とうがらし、トマト、なんようざくら、ハイドノカルプス・アンテルミンチカ、パパイヤ、ばらみつ、ぼんじろう、ピーマン、ヒロセレウス・ウンダーツ、ファグラエア・ケイラニカ、フィグス・ティンクトリア、ふともも、ペピーノ、まれいふともも、ミクソビルム・スミラキフィリウム、やえやまあおきの坐果実及び花並びにそれらの容器包装

農薬ってどんなもの？

農薬は、農作物などに発生する昆虫、ダニ、線虫、菌、雑草、ねずみなどの被害を防ぐために使われる薬剤です。
農作物の成長の調整に用いられる植物成長調整剤、天敵昆虫や微生物などの生物農薬もあります。

殺虫剤

害虫による食害を防ぐ



殺菌剤

病気を防ぐ・治す



除草剤

雑草を除去



殺そ※剤

野ネズミを退治



植物成長調整剤

作物の成長を調整



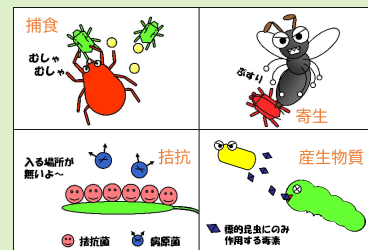
誘引剤

害虫をおびき寄せて捕ま
えたり、交尾を妨害する

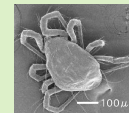


生物農薬

害虫を食べたり、害虫だけを殺す生物を利用



害虫を捕食する生物(天敵昆虫)の例



テリカブリダニ



ミヤコカブリダニ

※:「そ」とはねずみのことです。

農薬は安全なの？

農薬を使う人の安全性の確保

農薬を使うと、眼や肌についたり、粉末や薬液を吸いこむ可能性があります。その量や農薬の毒性によっては、体への影響が出る恐れがあります。

このため、動物での毒性試験の結果などから、体内に取り込んでも影響が出ない一日あたりの農薬の量が算出されます。

この量と、一日あたりの作業で体内に取りこまれると推定される量を比較した結果や、農薬の眼や皮膚への刺激性、アレルギー性を見る試験の結果などから、農薬を安全に使うための服装や使用上の注意が決められます。

ほかにも、色々な面からの農薬の安全性が確認されています。



農薬は安全なの？

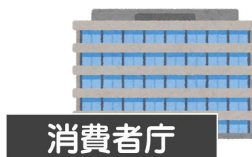
農薬を使った野菜を食べても大丈夫？

野菜などの食品に残る農薬については、複数の機関により、以下の方法で人への安全性が確認されます。

- ①まず、食品中に残っていても健康に悪影響がない量が決められます。
- ②次にその量を超えないように食品ごとの農薬の「残留基準」が決められます。
- ③そして、残留基準を超えないような農薬の使い方（使用量、使用回数など）が決められます。



農薬の動物での毒性試験などをもとに、人が食品から農薬を摂取しても、健康に悪影響がない量を決定。



食品にどれくらい農薬が残るかの推定量をもとに、食品安全委員会が決めた「健康に悪影響がない量」を超えないような食品ごとに農薬の「残留基準」を決定。



それぞれの作物ごとに農薬の「残留基準」を超えないような農薬の使い方（使用量、使用回数など）を決定。

購入前に
確認しよう！

除草剤を購入するときのポイント



除草剤は **2種類**あります

- ① **農薬**として登録されている除草剤
- ② **農薬ではない**（登録されていない）除草剤

1 登録されている除草剤

○使用の目的

農作物や樹木・芝・花き等の栽培・管理のために使用



! 家庭菜園やガーデニングも含まれます！

なぜ登録が必要なの？

- ★ 農薬は、農作物に使用されるものなので、国が人の健康や環境への影響を評価し、問題がないと判断したものを登録しています。
- ★ ラベルにある作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）を守れば、人にも作物にも安全です。

2 登録されていない除草剤

○使用の目的

道路、駐車場、グラウンドなどの
栽培や管理している植物がない場合に使用



! このような除草剤を植物の栽培・管理に使用することは、
法律で禁止されています。

登録されているかの見分け方

1 登録されている除草剤

容器に
『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』
の表示があります。



2 登録されていない除草剤

容器や商品のまわりに
「農薬として使用することができない」ことが
表示されています。



セグロウリミバエ緊急防除が開始されます！



令和6年3月以降、沖縄本島地域に侵入したセグロウリミバエについて、令和7年4月14日から、緊急防除が開始されます。

皆様の防除へのご協力をお願いいたします。

緊急防除のおもな内容

1)対象作物の沖縄本島外への移動が規制されます。

※農家は市町村・JAを通じ検査の申請が必要となります。

※家庭菜園から本島外へのは移動はできません。

※対象作物等については、裏面をご覧ください。

2)その他の防除

●トラップや誘殺板を増設します。



●寄主果発見地周辺で殺虫剤を散布します。



●寄主植物の除去を行います。

*家庭菜園や野生植物も対象となります。

*所有者の同意を得て行います。



●セグロウリミバエ根絶のため、不妊虫を大量放飼します。

※2025年6月順次開始予定



▶北部農林水産振興センター農業改良普及課 : 0980-52-2752

▶中部農業改良普及センター : 098-894-6521

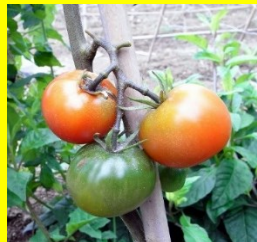
▶南部農業改良普及センター : 098-889-3515

沖縄本島外へ持ち出さないで!

セグロウリミバエ緊急防除のため、下記の果実は
沖縄本島外（宮古・八重山等含む）への持ち出しが規制されます。



※営利栽培農家で適切に管理され、検査に合格したもののみ、沖縄本島外へ移動できます。

カボチャ	ヘチマ	ニガウリ	トウガン	赤毛瓜(モーウイ)
				
ズッキーニ	スイカ 他ウリ科野菜	サヤインゲン	ピーマン (シシトウ含む)	トウガラシ
				
トマト	ペピーノ	パッションフルーツ	ドラゴンフルーツ	パパイア
				
スモモ	サポジラ	グアバ	ふともも	パラミツ
			 まれい ふともも	

【移動規制対象植物の全文】うり科植物、いんげんまめ、うどんげのき、ウママンゴウ、おうぎやし、くだものどけい、サポジラ、シフォノドン・ケラストリネウス、ストリクノス・トレリ、ストリクノス・ヌクスウォミカ、ストリクノス・ルピコラ、すもも、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なんようざくら、ハイドノカルプス・アンテルミンティカ、パパイア、ぱらみつ、ばんじろう、ピーマン、ヒロセレウス・ウンダーツス、ファグラエア・ケイラニカ、フィクス・ティンクトリア、ふともも、ペピーノ、まれいふともも、ミクソピルム・スミラキフォリウム、やえやまあおきの生果実及び花並びにそれらの容器包装